

お取引業者 各位

南山大学長
ロバート・キサラ
(公印省略)

誓約書の提出について (お願い)

平素より、本学の研究教育活動にご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

本学では、昨今の大学等研究機関における科学研究費補助金等の不正使用発生を受け、その対応策に取り組んでいるところですが、平成 26 年 2 月 18 日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」が改正され、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされました。

本学におきましても、1 回の取引が 20 万円以上あったお取引業者の皆様に対し、「誓約書」のご提出をお願いさせていただくことになりましたので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。なお、公平・公正な取引先の選定を行いつつ適切な経理の維持をはかっていますので、誓約書の提出にご協力いただけない場合においても、これを理由として取引停止の措置等を講ずることはありませんが、不定期に取引の実態を確認する場合等がありますので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 誓約書の提出方法 : Fax、E-mail、郵送
2. 諸規程掲載場所 : <http://office.nanzan-u.ac.jp/kyoken/kenkyu-gaibu/kouteki.html>
3. 本件問い合わせ先および提出先 : 南山大学 教育企画・研究推進課 (担当 : 上田)

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町 18

電話 052 (832) 3686 (直通)

Fax 052 (831) 2741

E-Mail kenkyu-support@nanzan-u.ac.jp

以上

誓約書

当社（当法人）は、学校法人南山学園南山大学（以下「南山大学」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 南山大学の定める諸規定を遵守し、経費の不正使用に関与しないこと。
2. 南山大学における内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
3. 経費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと。
4. 南山大学の教職員、その他の関係者から、経費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、「南山大学研究活動の不正行為・公的研究費等の不正使用に関する相談・通報窓口」に連絡すること。

年 月 日

学校法人南山学園南山大学長 殿

（ 住所・TEL ）

（ 社 名 ）

（代表者役職・氏名）

⑩
